

墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。） 第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区として定められた中高層階住居専用地区(以下「中高層階住居専用地区」という。)内の建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>(あ)</td> <td>第1種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物</td> <td>1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td>(い)</td> <td>第2種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物</td> <td>1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td>(う)</td> <td>第3種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物</td> <td>1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの</td> </tr> </table>			(あ)	第1種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの	(い)	第2種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの	(う)	第3種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの	<p>[同左]</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。） 第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号により定められた中高層階住居専用地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>(あ)</td> <td>[同左]</td> <td>1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td>(い)</td> <td>[同左]</td> <td>1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td>(う)</td> <td>[同左]</td> <td>1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの</td> </tr> </table>			(あ)	[同左]	1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの	(い)	[同左]	1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの	(う)	[同左]	1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの
(あ)	第1種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの																					
(い)	第2種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの																					
(う)	第3種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの																					
(あ)	[同左]	1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの																					
(い)	[同左]	1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの																					
(う)	[同左]	1 [略] 2 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの																					

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

※ 建築基準法の一部改正（抄）

改 正 後			改 正 前		
別表第2 用途地域等内の建築物の制限（第27条、第48条、第68条の3関係）			別表第2 用途地域等内の建築物の制限（第27条、第48条、第68条の3関係）		
(い)~(と)	[略]	[略]	(い)~(と)	[略]	[略]
		(1) (い)項第1号から第9号までに掲げるもの (2) 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に			

	<p>(ち) 田園住居地域内に建築することができる建築物</p>	<p>供するもの（政令で定めるものを除く。）  (3) 農業の生産資材の貯蔵に供するもの  (4) 地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他の農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）  (5) 前号に掲げるもののほか、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）  (6) 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）</p>	<p>[新設]</p>
<p>(り)</p>	<p>近隣商業地域内に建築してはならない建築物</p>	<p>(1) (ぬ) 項に掲げるものの  (2)・(3) [略]</p>	<p>(ち) [同左] (1) (り) 項に掲げるものの  (2)・(3) [略]</p>
<p>(ぬ)  ~(か)</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>(り)  ~(わ) [略] [略]</p>

【施行期日】平成30年4月1日